(2) 院内保育所の設置状況等

(2) 院内保育所の設置状況等	
調査の結果	説明図表番号
厚生労働省は、医師や看護師等の医療従事者の離職防止及び再就業を促進	
するため、都道府県に対する国庫補助事業として、医療機関における病院内	図表 4-(2)-①
保育所の運営費の一部を補助する「病院内保育所運営事業」や、病院内保育	
所の新設・増改築等に要する工事費等を補助する「病院内保育所施設整備事	
業」を実施してきた。(注1) また、病院内保育所の設置・運営は、厚生労働	
省が実施している「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」や都道府県	
又は市町村が実施している補助金等を活用して行うこともできることとなっ	
ている。	
「女性医師の勤務環境の現況に関する調査報告書」(平成 21 年 3 月日本医	
師会)によると、「仕事を続ける上で必要と思われる制度や仕組み・支援対策」	
を尋ねたところ、6割以上の女性医師が「託児所・保育園などの整備・拡充」	
を挙げており、女性医師の就労継続に向けた対策の中でも保育に係る支援が	
取り分け重要であることがうかがわれる。	
(注1) 両事業は、平成26年度から、新たに都道府県に「地域医療介護総合確保基金」	図表 2-④
が設置されたことを契機として廃止され、これまで両事業により実施されてきた病	(再掲)
院内保育所の設置・運営を支援する取組については、同基金を充てて実施できるこ	
ととなっている。	
今回、142 医療機関における平成 26 年 1 月 1 日現在の院内保育所の設置状況等を調査した結果は、以下のとおりである。 ア 院内保育所の設置状況	
院内保育所の設置状況をみると、142 医療機関(500 床以上の病院 52 機	図表 4-(2)-②
関、500 床未満の病院 90 機関)のうち、109 機関で 112 保育所(500 床以	
上の病院 49 機関で 51 保育所、500 床未満の病院 60 機関で 61 保育所)が	
設置されている。また、設置時期を把握できた 110 保育所のうち 57 保育所	図表4-(2)-③
が直近10年以内に設置されており、近年、院内保育所の整備が急速に進ん	
でいることがうかがわれる。	
イ 院内保育所の運営状況	
調査した 112 院内保育所の運営状況をみると、	図表 4-(2)-④
i)「24 時間保育」を 65 保育所(500 床以上の病院 31 保育所、500 床未満	
の病院 34 保育所)、	
ii)「病児等保育」を 29 保育所(500 床以上の病院 20 保育所、500 床未満	
の病院 9 保育所)、	
iii)「緊急一時保育」を 44 保育所(500 床以上の病院 23 保育所、500 床未	
満の病院 21 保育所)、	
iv)「児童保育」を 17 保育所 (500 床以上の病院 7 保育所、500 床未満の病院 10 保育所)、	

v)「休日保育」を 61 保育所(500 床以上の病院 30 保育所、500 床未満の 病院 31 保育所)

がそれぞれ行っている。(注2、3)

(注2) 保育所数は、延べ数である。

(注3) 各保育サービスは、それぞれ次のとおりである。

24時間保育:終日いずれの時間帯においても保育サービスを提供するもの

病児等保育:医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必 要がある集団保育が困難な児童を保育するもの

緊急一時保育:医療機関からの緊急呼出しによる勤務を要すること等により家庭 で育児を行うことが困難な児童を保育するもの

児童保育:医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な 小学校低学年の児童を保育するもの

休日保育:日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条 第1項に規定する休日、12月29日から翌年1月3日に保育サービスを 提供するもの

ウ 補助金等の活用状況

調査した 112 院内保育所の設置・運営における補助金等の活用状況をみ ると、28 保育所(500 床以上の病院 17 保育所、500 床未満の病院 11 保育 所)が国や都道府県等の補助金等を活用して設置されており、うち16保育 所(500 床以上の病院 12 保育所、500 床未満の病院 4 保育所)が国の補助 金等を活用している。

また、56 保育所(500 床以上の病院 25 保育所、500 床未満の病院 31 保 育所)が国や都道府県等の補助金等を活用して運営されており、うち 30 保育所(500 床以上の病院 14 保育所、500 床未満の病院 16 保育所)が国の 補助金等を活用している。

エ 定員及び保育乳幼児数

調査した 112 院内保育所のうち定員又は保育乳幼児数を把握できた 108|図表 4‐(2)‐⑦ 保育所 (500 床以上の病院 49 保育所、500 床未満の病院 59 保育所) につい て定員及び保育乳幼児数の状況をみると、定員は平均で40.0人(500 床以 上の病院の保育所で平均 50.1 人、500 床未満の病院の保育所で平均 31.7 人)となっており、保育乳幼児数は平均で32.3人(500 床以上の病院の保 育所で平均 42.7人、500 床未満の病院の保育所で平均 24.8人) となって いる。また、定員に対する充足率は80.8%(500床以上の病院の保育所で 85.2%、500 床未満の病院の保育所で78.2%) となっている。

オ 一般の乳幼児等の保育状況

調査した 112 院内保育所のうち 19 保育所(500 床以上の病院 8 保育所、

図表 4-(2)-(5)

図表 4-(2)-⑥

図表 4-(2)-(8)

500 床未満の病院 11 保育所)において、当該医療機関の医療従事者以外の一般の乳幼児等の保育を行っている。

カ 他の医療機関との共同利用状況

調査した 112 院内保育所のうち8保育所(500 床以上の病院2保育所、500 床未満の病院6保育所)において、他の医療機関との共同利用を行っている。

以上のとおり、調査した 142 医療機関の多くが院内保育所を設置、運営し、そのうち約6割の保育所が「24 時間保育」を実施するなどしていた。当該医療機関からは、院内保育所の設置・運営が出産・育児を理由とした離職の防止、短期での職場復帰、新規採用者の増加などにつながったとする意見が聴かれたことから、医師や看護師等の離職防止及び再就業に一定の効果が発現しているものと認められる。

図表4-(2)-9

図表4-(2)-① 病院内保育所運営事業等の概要

病院内保育所事業に対する支援

子どもを持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、 医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対する支援を行う。

平成25年度予算額

医療提供体制推進事業費補助金 ※医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度(公費904億円)で実施可

- (**※**)

(227億円の内数)

病院内保育所運営事業

医療機関における病院内保育所の運営費の一部(保育士の人件費等)を補助する。H25 交付決定額1,737,959 千円

※間接補助先:病院・診療所(自治体立、公的立を除く)

(補助率) 2/3 (公費)

区分	保育児童数	保育料 (月額)	保育時間	保育士等数
A型特例 (19'~)	1~3人	10,000円以上	8時間以上	2人以上
A 型	4人以上	10,000円以上	8時間以上	2人以上
B 型	10人以上	10,000円以上	10時間以上	4人以上
B型特例	30人以上	10,000円以上	10時間以上	10人以上

(補助基準単価)

□ 運営費 ✓運 営 費

180,800円/月 (保育±1人当たり)

□ 実施加算

23,410円/日(3'~) 187,560円/月(14'~) 20,720円/日(20'~) 10,670円/日(22'~) 11,630円/日(23'~)

✓ 24時間保育 ✓ 病児等保育 ✓ 緊急一時保育 ✓児童保育 ✓休日保育

平成26年度予算額

平成25年度予算額

病院内保育所**施設整備**事業

医療提供体制施設整備交付金

-(×)

(40.3億円の内数)

※医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度(公費904億円)で実施可

医療機関において、新たな病院内保育所の設置に必要な新築・増改築等に要する工事費等を補助する。

(交付先) 都道府県 ※交付対象施設:病院・診療所(自治体立を除く) (調整率) O.33

(基準面積) 5㎡×収容定員(30人を限度) H25' 交付決定額29,872千円 H25' 交付件数12件

(基準単価) 148.300円/㎡ ※基準単価は、地域や建物の構造によって異なるため「例である。

注1) 新たな財政支援制度は、都道府県の実情に応じて基準単価や対象経費等の追加・拡充が可能であるため、記載については、 平成25年度のものを一例として記載している。

注2) 新たな財政支援制度における国と都道府県の負担割合は、国2/3、都道府県1/3

(注) 厚生労働省「女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会(第1回)資料」(平成26年8月8日開催)による。

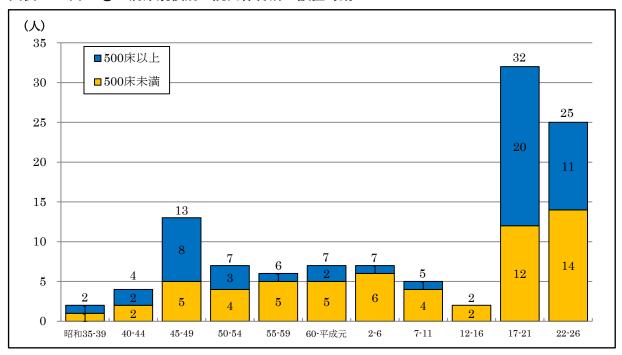
図表4-(2)-② 院内保育所の設置状況

(単位:機関、施設)

区分	設置	未設置	合 計
総数	109 (112)	33	142 (112)
500 床以上	49 (51)	3	52 (51)
500 床未満	60 (61)	30	90 (61)

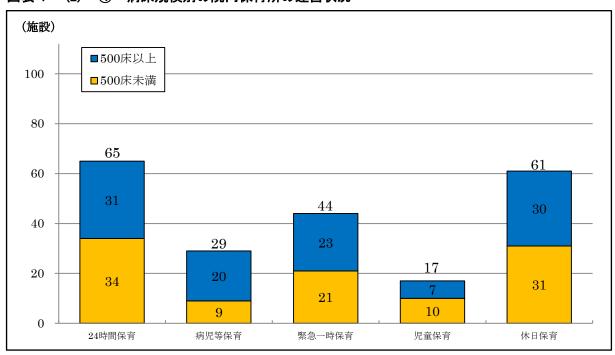
- (注) 1 当省の調査結果による。
 - () 内は保育所数である。

図表4-(2)-③ 病床規模別の院内保育所の設置時期



- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 112 院内保育所のうち設置時期を把握できた 110 保育所について作成した。

図表4-(2)-④ 病床規模別の院内保育所の運営状況



- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 複数回答があるため、各項目の合計は、保育所数(112施設)と一致しない。

図表4-(2)-⑤ 院内保育所の設置に係る補助金等の活用状況

(単位:施設、%)

区 分		500 床以上	500 床未満	合 計	
	活用している	17(33.3)	11 (18. 0)	28 (25. 0)	
	玉	12(23.5)	4 (6.6)	16 (14. 3)	
	事業所内保育施設設置・ 運営等支援助成金	10	1	11	
	病院内保育所施設整備 事業補助金	2	3	5	
	都道府県	2 (3.9)	4 (6.6)	6 (5.4)	
	市町村	0 (0.0)	1 (1.6)	1 (0.9)	
	その他・不明	3 (5.8)	2 (3.3)	5 (4.5)	
	活用していない	34(66.7)	50 (82.0)	84(75.0)	
_	合 計	51 (100)	61 (100)	112 (100)	

⁽注) 1 当省の調査結果による。

図表4-(2)-⑥ 院内保育所の運営に係る補助金等の活用状況

(単位:施設、%)

区 分	500 床以上	500 床未満	合 計
活用している	25 (49. 0)	31 (50.8)	56 (50.0)
医	14(27.5)	16(26.2)	30 (26.8)
事業所内保育施設設置・ 運営等支援助成金	12	2	14
病院内保育所運営 事業補助金	2	14	16
都道府県	5 (9.8)	12 (19.7)	17 (15.2)
市町村	2 (3.9)	1 (1.6)	3 (2.7)
不明	4 (7.8)	2 (3.3)	6 (5.4)
活用していない	26 (51.0)	30 (49.2)	56 (50.0)
合 計	51 (100)	61 (100)	112 (100)

⁽注) 1 当省の調査結果による。

^{2 ()}内は構成比である。

^{2 ()}内は構成比である。

図表4-(2)-⑦ 院内保育所の定員及び保育乳幼児数

(単位:人、%)

		平均保育		(参考)		
区 分	平均定員	乳幼児数	平均充足率	平均男性	平均女性	平均
		和初光数	子L4717亿女X	医師数	医師数	看護師等数
総数	40.0	32. 3	80.8	134. 5	39. 1	467.8
500 床以上	50. 1	42. 7	85. 2	234. 6	71.6	684. 9
500 床未満	31. 7	24.8	78. 2	53. 4	12.8	291. 9

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 112 院内保育所のうち院内保育所の定員又は保育乳幼児数を把握できた 108 保育所 (500 床以上の病院 49 保育所、500 床未満の病院 59 保育所) について作成した。
 - 3 平均男性医師数、平均女性医師数及び平均看護師等数には、常勤換算した非常勤職員数を含む。

図表 4 - (2) - ⑧ 一般乳幼児等の保育状況及び他の医療機関との共同利用状況

(単位:施設、%)

区 分	保育所数	一般乳幼児等の保育実施	他の医療機関との 共同利用実施
総数	112	19 (17. 0)	8 (7.1)
500 床以上	51	8 (15. 7)	2 (3.9)
500 床未満	61	11 (18. 0)	6 (9.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 ()内は構成比である。

図表4-(2)-9 院内保育所の設置に関する医療機関からの主な意見

- ・ 医療従事者の離職防止につながっていることと同時に、院内保育所に預けられることを就 業の条件にしている新規採用者の増加につながっている。
- ・ 院内保育所がなかった場合、子供を預けることができない看護師が退職するケースが多く、 早く復職して新しい技術を習得したい看護師も多いため、保育所が離職防止や早期復帰に役 立っている。
- ・ 院内保育所を利用しながら育児と仕事を両立している世代とこれから院内保育所を利用する世代が同じ職場にいることで、出産・育児に直面する職員に対して、利用経験のある先輩職員、院内保育所の保育士等が育児相談を含め院内保育所を活用した育児と仕事の両立のためのアドバイスを行うことができるようになっている。
- ・ 年度途中など市町村の保育所では入所が困難な時期でも入所が可能であるため、育児休業 していた者が時期に関係なく復帰しやすくなり、早めに復職することができている。
- ・ 新規採用者の利用もあり、入職希望者の判断基準に影響し、職員採用に効果がある。
- ・ 育児休暇を2年間弱取得していたが、院内保育所に託児ができるようになったため、1年 程度で職場に復帰できるようになり、医療技術のブランクが少ない状態で復帰できている。
- (注) 当省の調査結果による。